

証券コード 4779
平成29年3月15日

株主各位

東京都中央区八重洲二丁目3番1号
ソフトブレン株式会社
代表取締役社長 豊田 浩文

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下の方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年3月29日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年3月30日（金曜日）午前10時
※受付開始は午前9時20分を予定しております。 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス4階 ゴールデンルーム
（開催場所が前回の会場とは異なります。本書末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第25期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取扱いについて

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案議案については「賛成」、株主提案議案については「反対」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面（委任状）及び②株主様の議決権行使書用紙、委任状に押印された印鑑の印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる書面のご提出が必要となります。

なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

(3) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法について

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社までご通知下さいますようお願い申し上げます。

5. 議決権の行使等についてのご案内

議決権行使書による議決権の行使に関するお願い

本総会に会場されない株主様におかれましては、議決権行使書用紙による議決権行使をお願いしております。つきましては、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月29日（水）午後5時までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.softbrain.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、

売上高	7,719百万円 (前連結会計年度比 30.9%増)
営業利益	1,014百万円 (前連結会計年度比 49.5%増)
経常利益	1,013百万円 (前連結会計年度比 49.3%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	657百万円 (前連結会計年度比 76.1%増)

となりました。

当期は、主力事業である「eセールスマネージャー関連事業」「フィールドマーケティング事業」が業績をけん引し、増収増益となりました。

なお、当社グループは、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度より、フィールドマーケティング事業の売上高に関する会計処理の変更を行っており、遡及処理後の数値で前連結会計年度との比較を行っております。

各セグメントの業績については、以下のとおりです。

1. eセールスマネージャー関連事業

売上高は3,606百万円 (前期比17.9%増)、セグメント利益は620百万円 (同78.0%増) となりました。

売上高につきましては、当事業の主力製品であるCRM/SFAソフトウェア「eセールスマネージャー」の販売が大型案件の獲得により増加いたしました。また、営業課題にフォーカスしたコンサルティング、スキルトレーニングなども需要は根強く、増収となりました。セグメント利益につきましても増収により大幅増益となりました。

2. フィールドマーケティング事業

売上高は3,302百万円（同54.8%増）、セグメント利益は371百万円（同16.0%増）となりました。

消費財メーカーにおける店頭でのフィールド活動業務のアウトソーシング化の流れが継続しているなか、当期は大手消費財メーカーのフィールド業務の一括受託案件の獲得によるストック収益の積み上げに加え、店頭構築などスポット業務も堅調に推移いたしました。

一方、さらなる成長に向けて、事業拠点の拡大や管理職や管理部門の人材を積極的に採用し、組織運営体制の強化を進めたことから、収益性は低下いたしました。

3. システム開発事業

当期は引き続き既存顧客の深耕と新規顧客の獲得、プロジェクト管理の徹底に努めました。

以上の結果、売上高は533百万円（同20.0%増）、セグメント利益は7百万円（同2.6倍）となりました。

4. 出版事業

当期は、売上高は277百万円（同5.8%増）となりました。利益面では、増収効果により、セグメント利益は15百万円（同2.5倍）となりました。

なお、当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識しており、現状の当社及び当社グループの堅調・好調な業績を踏まえつつ、安定した配当を行うことができるよう努めて参りたいと考えております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は368百万円であり、その内主要なものはソフトウェアの取得323百万円、器具備品の取得32百万円及び建物の取得11百万円です。

③ 資金調達状況

平成28年12月31日現在、金融機関からの借入総額は296百万円です。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第 22 期 (平成25年12月期)	第 23 期 (平成26年12月期)	第 24 期 (平成27年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度 平成28年12月期)
売上高(千円)	4,416,850	4,934,788	5,898,257	7,719,107
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	391,273	252,726	373,338	657,634
1株当たり当期純利益(円)	13.37	8.64	12.76	22.46
総資産(千円)	3,667,814	4,145,913	4,401,519	5,355,148
純資産(千円)	2,722,910	3,011,501	2,867,759	3,568,798
1株当たり純資産額(円)	80.70	89.34	93.60	116.09

- (注)1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。平成25年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当連結会計年度より、フィールドマーケティング事業の売上高に関する会計処理の変更を行っており、第24期の数値は遡及修正後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ソフトブレン・フィールド株式会社	151,499千円	85.6%	フィールド活動業務、マーケットリサーチ
ソフトブレン・サービス株式会社	77,900千円	98.7%	営業コンサルティング、営業スキルトレーニング
ソフトブレン・インテグレーション株式会社	50,175千円	100.0%	iPad等を活用した業務コンサルティング及び教育
ソフトブレン・オフショア株式会社	90,000千円	100.0%	ソフトウェアの受託開発
株式会社ダイヤモンド・ビジネス企画	10,000千円	70.0%	ビジネス書籍の企画・編集・発行

(4) 対処すべき課題

① よりユーザーに支持されるソフトウェア製品の開発

業務用ソフトウェアの多くは、コンシューマ向けソフトウェアと異なり、デザイン・操作性・パフォーマンス・ユーザーエクスペリエンスに劣り、不便さをユーザーに強いている側面があると考えております。そこで、使い勝手にこだわった製品開発に力を入れ、よりユーザーに支持されるソフトウェアを開発し提供していくことが重要であるとと考えております。

② 営業の専門的研究機関への進化

マーケティング分野と異なり、営業分野においては体系的・専門的な研究が行われていないのが現状です。よって、営業の専門的研究機関という側面を強化し、「売れる仕組み」を体系的に解明していくことが当社グループの競争力強化に大きくつながると考えております。

③ 中堅・中小企業市場の活性化・拡大

営業支援システムをはじめとした営業課題解決ソリューションの提供は、大企業及び一部中堅企業にとどまっており、中堅・中小企業へはほとんど普及していないのが現状であります。しかしながら、会計システムと同様に、営業支援システムも企業活動において不可欠な存在となると考えております。未開拓の中堅・中小企業市場を活性化し、拡大を図っていくことが重要であるとと考えております。

④ 高品質なサービスオペレーションの確立

フィールドマーケティング事業においては、クライアントが消費財メーカーをはじめとしたBtoC事業者であるため、円安や消費増税の影響を強く受けやすい環境下にあります。この中で事業を拡大していくにあたっては、より高品質なサービスオペレーションを確立し進化させ、高い顧客満足度を維持していくことが何よりも重要であるとと考えております。

⑤ システム開発体制の強化

従来システム開発事業において中心に据えておりました中国でのオフショア開発については、人件費の高騰により状況が変化してきております。そのため、東南アジアなどオフショア開発パートナーの拡充や、国内ニアショア開発パートナーの活用を含めた、開発体制の強化が重要であるとと考えております。

⑥ ストック・ビジネス強化による収益安定化

当社グループでは、収益を安定させるためのストック・ビジネスの強化を重要な課題として認識しております。eセールスマネージャーをはじめとするソフトウェアのサポート（保守）サービス、クラウドサービス、ホスティングサービスのほか、フィールドマーケティング事業におけるフィールドマーケティング支援コンサルティング、人材派遣事業が当社グループにおける主なストック・ビジネスであります。

これらの事業・サービスの品質を高め、安定的かつ広範囲にサービスと付加価値を提供できるよう体制強化を図っていくことが、経営体質の強化のためにも重要であります。

⑦ 経営管理体制の強化

上記のような企業活動を展開するにあたり、コーポレート・ガバナンスや財務報告の適正性確保を含めた経営管理・内部統制システムを強化し、コンプライアンスの徹底に努めていくことが重要であると考えております。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社グループは、「eセールスマネージャー関連事業」、「フィールドマーケティング事業」、「システム開発事業」及び「出版事業」を行っております。

事業	主要商品
eセールスマネージャー関連事業	営業支援システム（CRM/SFA）のホスティング・オンプレミスサービス、クラウドサービス、カスタマイズ開発、営業コンサルティング、営業スキルトレーニング、iPad等を活用した業務コンサルティング及び教育
フィールドマーケティング事業	フィールド活動業務、マーケットリサーチ
システム開発事業	ソフトウェアの受託開発
出版事業	ビジネス書籍の企画・編集・発行

(6) 企業集団の主要拠点等（平成28年12月31日現在）

名称	所在地
ソフトブレン株式会社 本社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号
ソフトブレン株式会社 関西支社	大阪府大阪市北区曽根崎二丁目11番8号
ソフトブレン株式会社 中部支店	愛知県名古屋市中区錦一丁目20番10号
ソフトブレン・フィールド株式会社 本社	東京都港区赤坂三丁目5番2号
ソフトブレン・サービス株式会社 本社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号
ソフトブレン・インテグレーション株式会社 本社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号
ソフトブレン・オフショア株式会社 本社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号
株式会社ダイヤモンド・ビジネス企画 本社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
222 (647) 名	+19 (+139) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時使用人は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 臨時使用人数が、前連結会計年度末に比べ139名増えましたが、これは主にフィールドマーケティング事業において、ラウンダー人材バンクの派遣社員等が増加したことによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123 (49) 名	+12 (△2) 名	33.6 歳	4.9 年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時使用人は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	140百万円
株式会社三井住友銀行	70百万円
株式会社みずほ銀行	51百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,955,000株
- ③ 株主数 7,968名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社スカラ	13,399,800株	45.5%
宋文洲	2,015,900株	6.8%
日本証券金融株式会社	761,400株	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	418,500株	1.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	379,400株	1.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	297,900株	1.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	297,300株	1.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	284,500株	0.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口3)	280,800株	0.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	275,300株	0.9%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,550,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(1,550,000株)を控除して計算しております。
3. 自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が、従業員向け株式交付制度「株式付与ESOP信託」に係る信託財産として保有している当社株式104,600株は、含んでおりません。
- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況(平成28年12月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	ふりがな 氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	とよ だ ひろ ふみ 豊 田 浩 文	株式会社ダイヤモンド・ビジネス企画代表取締役社長
取締役	きの した てっ ぺい 木 下 鉄 平	管理本部長、関西支社長
取締役	おさ だ じゅん ぞう 長 田 順 三	本社営業本部長
取締役	か とう あきら 加 藤 明	開発本部長
取締役	おき た たか し 沖 田 貴 史	株式会社クララオンライン社外取締役、株式会社Liquid社外取締役、SBI Ripple Asia株式会社代表取締役
常勤監査役	やぎ ぬま さと し 柳 沼 賢 司	
監査役	な こし ひで お 名 越 秀 夫	生田・名越・高橋法律特許事務所代表、アマタホールディングス株式会社社外監査役、株式会社キャピタル・アセット・プランニング社外取締役、ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社社外監査役
監査役	はら だ のぶ ひろ 原 田 伸 宏	原田公認会計士・税理士事務所社長、有限会社ビジネスブレイン原田会計代表取締役、株式会社門井商會会計参与、株式会社アゲル会計参与、株式会社セიმ会計参与

- (注) 1. 取締役沖田貴史氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役名越秀夫氏及び原田伸宏氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役沖田貴史氏、監査役名越秀夫氏及び原田伸宏氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
 4. 監査役柳沼賢司氏は、平成12年9月より平成18年8月まで当社にて管理部長・執行役員を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役原田伸宏氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	5 名 (1 名)	81 百万円 (3 百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	15 百万円 (6 百万円)
合計 (うち社外役員)	8 名 (3 名)	96 百万円 (9 百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第16期定時株主総会決議において年額120百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年3月5日開催の第12期定時株主総会決議において月額2百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 取締役沖田貴史氏は、株式会社クララオンライン社外取締役、株式会社Liquid社外取締役、SBI Ripple Asia株式会社代表取締役であります。当社は、株式会社クララオンライン、株式会社Liquid、並びにSBI Ripple Asia株式会社との間に特別の関係はありません。
2. 監査役名越秀夫氏は、生田・名越・高橋法律特許事務所代表、アマタホールディングス株式会社社外監査役、株式会社キャピタル・アセット・プランニング社外取締役、ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社社外監査役であります。当社は、生田・名越・高橋法律特許事務所、アマタホールディングス株式会社、株式会社キャピタル・アセット・プランニング、並びにブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社との間に特別の関係はありません。
3. 監査役原田伸宏氏は原田公認会計士・税理士事務所所長、有限会社ビジネスブレイン原田会計代表取締役、株式会社門井商会、株式会社アゲル、並びに株式会社セイム会計参与であります。当社は、原田公認会計士・税理士事務所、有限会社ビジネスブレイン原田会計、株式会社門井商会、株式会社アゲル、並びに株式会社セイムとの間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 沖田 貴史	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に出席し、必要に応じ、経営者としての見地から適宜発言を行っております。
監査役 名越 秀夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会10回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 原田 伸宏	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、また、監査役会10回すべてに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 清和監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案する方針としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備します。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけます。当社取締役会・経営会議等でのコンプライアンスに関する議論等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底します。

当社取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催します。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査します。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、内部者取引管理規程等の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。これらの事務については、管理本部管掌取締役が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、定期的に取締役会に報告します。

③ 当社損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、今後発生が予測される様々な企業リスクを回避もしくは最小限に抑えるべく対応策の基本方針を決定し、事前に適切に準備をします。具体的には、代表取締役社長及びリスク管理の担当取締役が、当社の経営戦略や経営計画を策定もしくは意思決定する上で必要とされるリスク情報の洗い出しを行い、取締役会等で各施策の判断をする際に、その材料として提供をします。その他災害の発生や役員等が不適正な業務執行を行うことによって当社の経営に重大な損害を及ぼすリスクを回避もしくは最小限に抑えるための体制を整備します。

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施します。内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとします。

④ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎として、取締役会を、原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督します。

当社は経営と業務執行の分離を図るために執行役員制度を導入し、各執行役員が取締役会の決定方針、監督の下に業務執行を分担することにより、経営の効率化を図ります。執行役員の業務執行については、取締役会・経営会議において、業務執行状況の確認・報告等を行い、重要な事項については合議により意思決定を行います。当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、業務システムの合理化やIT化を推進します。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・マニュアルや研修等を通じて、使用人が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と周知徹底し、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立します。

内部監査室により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、使用人の職務の執行状況を監視します。内部監査室は、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長へ報告します。

⑥ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(i) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、すべての子会社に当社の取締役及び監査役を取締役及び監査役として派遣し、当社の各子会社の重要事項が、当社から派遣された取締役及び監査役を通じて当社に報告される体制を構築します。当社は、子会社から、定期的・継続的に、取締役会議事録、月次決算書類その他子会社の経営内容を的確に把握するための資料の提出を受け、必要に応じて取締役会に報告します。

子会社において適時開示事項が発生した場合、取締役会・経営会議等に報告される体制を構築します。

(ii) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の代表取締役社長及びリスク管理の担当取締役は、当社及びその子会社から成る企業集団の経営戦略や経営計画を策定もしくは意思決定する上で必要とされるリスク情報の洗い出しを行い、当社の取締役会等で各施策の判断をする際に、その材料として提供をします。

当社の子会社を担当する部門は、子会社における損失の危険の発生を把握した場合には、速やかにその内容及び当社に対する影響等を、取締役会・経営会議等に報告する体制を構築します。

(iii) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びその子会社は、子会社における経営計画、重要な投資等の経営に重要な事項について、子会社と事前に協議するなど、緊密な連携を保ち、企業集団全体の業績の向上、事業の繁栄を目指します。

当社は、企業集団で共通の会計システムを導入しているほか、子会社との間で共通のネットワークやファイルサーバを利用し、企業集団間で情報が円滑に流通する体制を整備します。

(iv) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程を、当社の子会社の役職員にも適用します。

当社は、当社の子会社の役職員が、業務上、コンプライアンスに関する問題を認識した場合にCCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）に直接報告・相談できるコンプライアンス相談ラインを整備します。

当社は子会社における不適切な取引・会計処理を防止するため、定期的に内部監査室を子会社へ派遣するほか、必要に応じて管理部門を子会社へ派遣し、監査を行います。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、その人数、要件、期間及び事由を勘案し、速やかに適任者を選任します。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・監督の下、監査役の監査業務をサポートし、当社は、当該使用人の人事異動、評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、当社及びその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。また、常勤監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるとします。取締役及び使用人は、監査役が報告を要請した事項については、速やかに報告を行います。

監査役は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室から業務監査内容についての説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図ります。

当社CCOは、コンプライアンス相談ラインで報告・相談された当社及びその子会社におけるコンプライアンスに関する問題について、必要に応じて、監査役に報告を行います。

当社は、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社において周知徹底するものとします。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

当社の代表取締役社長は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査室との適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築します。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務執行

コンプライアンス規程に基づき取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は15回開催されております。また、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングすると共に、より効率的な運用について助言を行っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産	の 部	負 債	の 部
流 動 資 産	4,858,401	流 動 負 債	1,640,213
現金及び預金	3,177,101	支払手形及び買掛金	285,707
受取手形及び売掛金	1,329,305	短期借入金	100,000
商品及び製品	44,694	1年内返済予定の長期借入金	56,000
仕掛品	132,069	未払金	349,969
繰延税金資産	46,281	未払役員賞与	30,082
その他	136,985	未払法人税等	152,713
貸倒引当金	△8,036	前受金	354,184
固 定 資 産	496,746	賞与引当金	47,052
有 形 固 定 資 産	77,720	返品調整引当金	12,489
建物及び構築物	17,725	株式給付引当金	6,131
工具、器具及び備品	57,078	その他	245,883
その他	2,916	固 定 負 債	146,136
無 形 固 定 資 産	323,442	長期借入金	140,000
ソフトウェア	322,527	その他	6,136
その他	915	負 債 合 計	1,786,349
投資その他の資産	95,584	純 資 産	の 部
投資有価証券	2,500	株 主 資 本	3,401,588
差入保証金	84,075	資本金	826,064
長期滞留債権	45,193	資本剰余金	367,795
繰延税金資産	6,009	利益剰余金	2,461,302
その他	3,000	自己株式	△253,574
貸倒引当金	△45,193	非支配株主持分	167,210
資 産 合 計	5,355,148	純 資 産 合 計	3,568,798
		負債・純資産合計	5,355,148

連結損益計算書

（平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	7,719,107
売 上 原 価	4,905,937
売 上 総 利 益	2,813,169
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額	2,584
差 引 売 上 総 利 益	2,810,585
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,795,956
営 業 利 益	1,014,628
営 業 外 収 益	2,794
受 取 利 息	314
補 助 金 収 入	2,365
そ の 他	114
営 業 外 費 用	3,545
支 払 利 息	1,692
為 替 差 損	1,853
経 常 利 益	1,013,877
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,013,877
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	229,336
法 人 税 等 調 整 額	89,312
当 期 純 利 益	695,228
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	37,593
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	657,634

連結株主資本等変動計算書

（平成28年1月1日から）
（平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成 28 年 1 月 1 日 残 高	826,064	367,795	1,803,667	△259,385	2,738,142
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			657,634		657,634
自 己 株 式 の 処 分				5,811	5,811
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	657,634	5,811	663,445
平成 28 年 12 月 31 日 残 高	826,064	367,795	2,461,302	△253,574	3,401,588

	非支配株主持分	純資産合計
平成 28 年 1 月 1 日 残 高	129,616	2,867,759
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額		
親会社株主に帰属する当期純利益		657,634
自 己 株 式 の 処 分		5,811
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	37,593	37,593
連結会計年度中の変動額合計	37,593	701,039
平成 28 年 12 月 31 日 残 高	167,210	3,568,798

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 5社

子会社5社を連結しております。連結子会社名は、ソフトブレーン・フィールド株式会社、ソフトブレーン・サービス株式会社、ソフトブレーン・インテグレーション株式会社、ソフトブレーン・オフショア株式会社、株式会社ダイヤモンド・ビジネス企画であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

b. たな卸資産

商品及び製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切り下げの方法）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～18年

工具・器具及び備品 3～15年

b. 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と、販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

自社利用のソフトウェア 主として社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金
主として売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法によっております。
- b. 返品調整引当金
連結子会社である株式会社ダイヤモンド・ビジネス企画は、販売した製品の返品による損失に備えて、過去の返品実績を基にした売買利益相当額を計上しております。
- c. 賞与引当金
当社及び連結子会社は従業員の賞与にあてるため、当連結会計年度の負担に属する次回支給見込額を計上しております。
- d. 株式給付引当金
株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却の方法)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(売上高の会計処理の変更)

当社の連結子会社であるソフトブレーン・フィールド株式会社は、従来、顧客に直接請求していた経費について、売上高及び売上原価を総額で計上しておりましたが、当連結会計年度より、売上高と売上原価を相殺して純額にて売上高を計上する方法に変更しております。

これまでは、主として、全国規模で構築した人材ネットワークを活用し、業務委託契約を締結した登録キャスト(個人事業主)が顧客から依頼を受けた業務を訪問単価制(交通費、通信費等を含んだ一訪問一活動当たりの報酬設定)で実施しておりました。しかしながら近年、一括アウトソーシングや派遣を中心とした「ラウンダー人材バンク」サービスの売上構成比が高まり、それに伴い、店頭活動を行う契約社員が急激に増加しております。

当該会計方針の変更は、契約社員型のサービスにおいて、店頭活動に係る経費を顧客に請求す

ることができることが明確になってきたため、取引実態及び契約内容を検証した結果、今後は取引総額ではなく純額で売上計上する方法を採用することが、これらの事業構造、収益構造の変化に対応し、経営成績をより適切に反映すると判断したことによるものです。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首の純資産への累積的影響額はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更）

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 254,835千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当連結会計年度末における発行済株式数 普通株式 30,955,000株

(3) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,700千株	-千株	45千株	1,654千株

（注）当連結会計年度末の自己株式の株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有している当社株式104,600株を含めております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に関する事項

① 金融商品に対する方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金をもって事業運営を行うことを原則としております。一時的な余剰金については、流動性かつ安全性の高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針です。また、資金調達につきましては、銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、原則として1ヶ月以内の回収を基本としております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの債権管理を行い、回収懸念早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、発行体の信用リスクに晒されておりますが、四半期ごとに発行体の財務状況を把握して管理しております。

営業債務である買掛金は、原則として1ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金は、短期的な資金需要に係る資金調達であります。なお、グループ各社の必要資金は原則として親会社である当社が貸付金又は増資引受により子会社に融通又は供与することとしております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,177,101	3,177,101	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,329,305		
貸倒引当金	△8,036		
	1,321,269	1,321,269	-
(3) 長期滞留債権	45,193		
貸倒引当金	△45,193		
	-	-	-
資産計	4,498,370	4,498,370	-
(1) 支払手形及び買掛金	285,707	285,707	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 未払金	349,969	349,969	-
(4) 未払法人税等	152,713	152,713	-
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借 入金を含む)	196,000	195,914	85
負債計	1,084,389	1,084,304	85

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期滞留債権

これらの時価について、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、

- 当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (※1)	2,500
差入保証金 (※2)	84,075

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象に含めておりません。

(※2) 差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,177,101	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,329,305	-	-	-

(注) 長期滞留債権は償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	56,000	140,000	-	-

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 116円09銭
 (2) 1株当たり当期純利益 22円46銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

- ・連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 657,634千円
- ・普通株主に帰属しない金額 -千円
- ・普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 657,634千円
- ・普通株式の期中平均株式数 29,274,257株

(※) 期中平均株式数の算定上控除する自己株式数には、従業員向け株式交付制度「株式付与ESOP信託」に係る信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有している当社株式(104,600株)を含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

8. その他の注記

株式付与ESOP信託制度に関する会計処理方法

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会決議に基づき従業員向け株式交付制度「株式付与ESOP信託」（以下、「本制度」という。）を平成26年5月15日より導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して、当社株式を給付する仕組みであります。当社従業員に対して給付する株式については、予め設定した信託（以下、「本信託」という。）により将来給付見込分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

本信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を適用し、当社と本信託は一体であるとする総額法による会計処理を行っております。

そのため、本信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表及び連結損益計算書に含めて計上しております。

また、本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は13,388千円、株式数は104,600株であります。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部	
流 動 資 産 現 金 及 び 預 金 受 取 手 形 売 掛 金 商 品 仕 掛 品 前 渡 金 前 払 費 用 立 替 金 未 収 入 金 繰 延 税 金 資 産 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 工 具 器 具 備 品 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア 電 話 加 入 権 投 資 そ の 他 の 資 産 関 係 会 社 株 式 破 産 更 生 債 権 等 差 入 保 証 金 繰 延 税 金 資 産 貸 倒 引 当 金	2,394,039 1,599,693 46,486 565,880 487 19,112 48,000 83,313 1,038 5,600 26,498 △2,070 1,083,964 54,908 10,143 44,764 276,649 275,775 873 752,406 629,725 91,924 53,244 5,512 △28,000	
	流 動 負 債 買 掛 金 短 期 借 入 金 1年内返済予定の長期借入金 未 払 金 未 払 役 員 賞 与 未 払 法 人 税 等 未 払 費 用 前 受 金 預 り 金 賞 与 引 当 金 株 式 給 付 引 当 金 そ の 他 固 定 負 債 長 期 借 入 金 そ の 他 負 債 合 計	863,645 91,232 100,000 56,000 73,924 30,082 68,325 31,787 291,897 13,153 45,552 6,131 55,558 146,136 140,000 6,136 1,009,782
	純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 純 資 産 合 計	2,468,221 826,064 616,734 616,734 1,278,997 2,430 1,276,567 1,276,567 △253,574 2,468,221
資 産 合 計	3,478,004	
	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,478,004

損 益 計 算 書

（平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	3,181,815
売 上 原 価	1,671,593
売 上 総 利 益	1,510,222
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,008,223
営 業 利 益	501,998
営 業 外 収 益	3,194
受 取 利 息	829
補 助 金 収 入	2,365
営 業 外 費 用	1,701
支 払 利 息	1,693
雑 損 失	8
経 常 利 益	503,492
特 別 利 益	71,459
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	71,459
税 引 前 当 期 純 利 益	574,951
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	71,542
法 人 税 等 調 整 額	94,692
当 期 純 利 益	408,716

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計				
平成28年1月1日残高	826,064	616,734	616,734	2,430	867,850	867,850	870,280	△259,385	2,053,693	2,053,693
事業年度中の変動額										
当期純利益					408,716	408,716	408,716		408,716	408,716
自己株式の処分								5,811	5,811	5,811
事業年度中の変動額の合計	-	-	-	-	408,716	408,716	408,716	5,811	414,527	414,527
平成28年12月31日残高	826,064	616,734	616,734	2,430	1,276,567	1,276,567	1,278,997	△253,574	2,468,221	2,468,221

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
 - a. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）によっております。
 - なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具器具備品	3～15年
- ② 無形固定資産
 - a. 市場販売目的のソフトウェア 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と、販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
 - b. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法によっております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与にあてるため、当事業年度の負担に属する次回支給見込額を計上しております。 |
| ③ 株式給付引当金 | 株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。 |
- (5) その他計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却の方法)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 206,144千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 10,436千円 |
| ② 短期金銭債務 | 18,138千円 |
| ③ 長期金銭債権 | 91,924千円 |
| ④ 長期金銭債務 | -千円 |

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- (2) 関係会社との取引高
- | | |
|---------|----------|
| ① 営業取引高 | |
| 売上高 | 74,192千円 |

売上原価	297,650千円
その他の営業取引高	12,326千円
② 営業取引以外の取引高	
営業取引以外の取引（収入分）	678千円
営業取引以外の取引（支出分）	-千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,700千株	-千株	45千株	1,654千株

(注) 当事業年度末の自己株式の株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有している当社株式104,600株を含めております。

(変動自由の概要)

ESOP信託口の株式給付による減少 45,400株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
未払事業税	4,482千円
賞与引当金	14,056千円
貸倒引当金	7,240千円
子会社株式評価減	41,511千円
その他	14,121千円
繰延税金資産小計	81,412千円
評価性引当額	△49,402千円
繰延税金資産合計	32,010千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ダイヤモンド・ビジネス企画	所有 70%	資金の援助 役員の兼任	貸付金の回収 (注2)	7,534	破産更生 債権等	91,924

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利と経営状況を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 貸付金の回収は純額で表示しております。
 3. 株式会社ダイヤモンド・ビジネス企画への破産更生債権等に対し、28,000千円の貸倒引当金を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社等	軟脳科技（北京）有限公司	—	商品売上	ソフトウェアの販売	20,121	売 掛 金	1,055

- (注) 1. ソフトウェアの販売については、一般取引条件と同様に決定しております。
 2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 平成28年8月24日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、宋文洲氏が当社の主要株主に該当しなくなったことを確認いたしました。
 そのため、上記取引金額については、関連当事者であった期間について記載し、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点の残高を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	84円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円96銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

・損益計算書上の当期純利益	408,716千円
・普通株主に帰属しない金額	-千円
・普通株式に係る当期純利益	408,716千円
・普通株式の期中平均株式数	29,274,257株

(※) 期中平均株式数の算定上控除する自己株式数には、従業員向け株式交付制度「株式付与ESOP信託」に係る信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有している当社株式(104,600株)を含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数を含めております。

9. その他の注記

株式付与ESOP信託制度に関する会計処理方法

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会決議に基づき従業員向け株式交付制度「株式付与ESOP信託」(以下、「本制度」という。)を平成26年5月15日より導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して、当社株式を給付する仕組みであります。当社従業員に対して給付する株式については、予め設定した信託(以下、「本信託」という。)により将来給付見込も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

本信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用し、当社と本信託は一体であるとする総額法による会計処理を行っております。

そのため、本信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表及び損益計算書に含めて計上しております。

また、本信託が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当事業年度末において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は13,388千円、株式数は104,600株であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

ソフトブレーション株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

川田 増三

Ⓔ

指定社員
業務執行社員

公認会計士

大塚 貴史

Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソフトブレーション株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソフトブレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月20日

ソフトブレーション株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

川田 増三

㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士

大塚 貴史

㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトブレーション株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月22日

ソフトブレーン株式会社 監査役会
常勤監査役 柳沼 賢司 ㊞
社外監査役 名越 秀夫 ㊞
社外監査役 原田 伸宏 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループの平成28年12月期連結業績は、売上高7,719百万円（前連結会計年度比30.9%増）、営業利益1,014百万円（同49.5%増）、経常利益1,013百万円（同49.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益657百万円（同76.1%増）となり、平成4年の創業以来、過去最高業績を達成いたしました。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識しており、現状の当社及び当社グループの堅調・好調な業績を踏まえつつ、安定した配当を行うことができるよう努めて参りたいと考えております。一方で、持続的な企業価値向上と株主還元を実現するためには、安定した継続的な利益を生み出す事業基盤の確立や積極的な新規事業の展開、資本投下等が必要であるとも考えており、中長期的な事業方針等も勘案しつつ、内部留保の充実、資金の確保等も考慮したうえで、これらの均衡を図ることが必要であると考えております。

上記の基本方針を総合的に勘案いたしまして、1株につき5円の期末配当を実施させていただきたいと存じます。

なお、平成29年1月5日付で本総会に剰余金の配当に係る議案を含む株主提案が行われた（現在は取り下げ）ことにより、配当金支払いの事務手続上、その支払開始日（配当金支払開始日）を本総会の翌日に設定することが困難となります。仮に本議案が可決された場合、その配当金支払開始日は、日本経済団体連合会、全国株懇連合会及び証券保管振替機構による平成28年2月8日付け「株主からの剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル」に則り、本総会の日から3週間以内である4月17日とさせていただきますので、この点についても併せてご承認をお願いいたします。

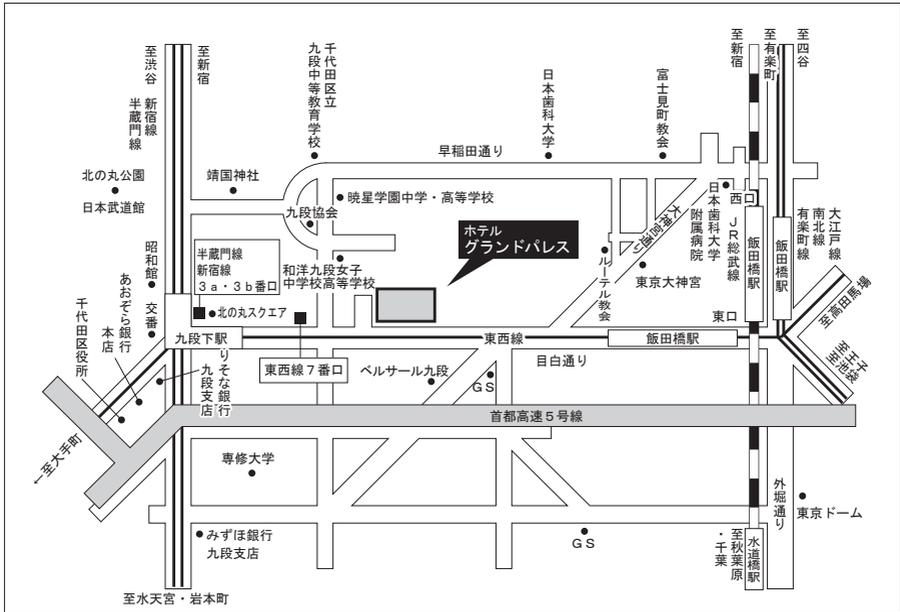
【期末配当に関する事項】

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金5円
配当総額 金147,025,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月30日
- ④ 剰余金の配当の支払を開始する日
平成29年4月17日

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 4階 ゴールデンルーム
電 話：(03) 3264-1111 (代表)



<交通のご案内>

地下鉄 東西線『九段下駅』7番口より徒歩1分、

地下鉄 半蔵門線・都営新宿線『九段下駅』3a・3b番口より徒歩3分

JR総武線・地下鉄 有楽町線・南北線・都営大江戸線『飯田橋駅』より徒歩7分

※ご来場には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。